

茂原市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行								
<p style="text-align: center;"><u>茂原市学校給食センター設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により <u>茂原市学校給食センター</u>（以下「<u>給食センター</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 <u>給食センター</u>は、別に定める茂原市立小学校及び中学校における児童及び生徒の食生活の合理化と、栄養の改善をはかり健康を増進するために、給食、調理等の業務を一括処理するものとする。</p> <p>(名称及び位置) 第3条 <u>給食センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 930 1072 1085"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>茂原市学校給食センター</u></td> <td>茂原市下永吉505番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理) 第4条 教育委員会は、<u>給食センター</u>設置の目的に従って、良好かつ効果的に管理しなければならない。</p> <p>(職員) 第5条 <u>給食センター</u>に次の職員を置く。 <u>センター長</u> 事務職員</p>	名称	位置	<u>茂原市学校給食センター</u>	茂原市下永吉505番地 1	<p style="text-align: center;"><u>茂原市立学校給食共同調理場設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により <u>茂原市立学校給食共同調理場</u>（以下「<u>共同調理場</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的) 第2条 <u>共同調理場</u>は、別に定める茂原市立小学校及び中学校並びに幼稚園における児童、生徒、園児の食生活の合理化と、栄養の改善をはかり健康を増進するために、給食、調理等の業務を一括処理するものとする。</p> <p>(名称及び位置) 第3条 <u>共同調理場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 930 2085 1085"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>茂原市立中央学校給食共同調理場</u></td> <td>茂原市小林1978番地の49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理) 第4条 教育委員会は、<u>共同調理場</u>設置の目的に従って、良好かつ効果的に管理しなければならない。</p> <p>(職員) 第5条 <u>共同調理場</u>に次の職員を置く。 <u>所長</u> 事務職員</p>	名称	位置	<u>茂原市立中央学校給食共同調理場</u>	茂原市小林1978番地の49
名称	位置								
<u>茂原市学校給食センター</u>	茂原市下永吉505番地 1								
名称	位置								
<u>茂原市立中央学校給食共同調理場</u>	茂原市小林1978番地の49								

改正後	現 行
<p>技術職員 その他の職員</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>給食センター</u>の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>技術職員 その他の職員</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>共同調理場</u>の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

附 則 (平成31年〇月〇日茂原市条例第〇号)

この条例は、平成31年9月1日から施行する。